

【沼田市農業委員会】

令和5年3月6日

沼田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

沼田市農業委員会
会長 井上正文

第1 基本的な考え方

農業委員会法に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない重要な業務として、明確に位置づけられた。

沼田市においては、広範囲な中山間地域であるため、土地改良事業の基盤整備の実施・未実施の農地が混在しており、地域によって農地の利用状況や営農類型が大きく異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、担い手が少ない中山間地域では、野生鳥獣等による農作物への被害も多く、狭小、傾斜等条件不利な農地は、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めるとともに、さらに担い手への農地利用の集積・集約化や新規参入者の促進などに取り組んでいく必要がある。

地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう沼田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	3, 0 7 0 ha	2 0 3 ha	6. 6 1 %
3年後の目標 (令和8年3月)	2, 9 6 5 ha	1 9 4 ha	6. 5 4 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地の利用状況調査（以下農地パトロール）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、日常的に実施する。

- 利用意向調査は、農業委員、推進委員で、調査票の発出後に相談活動等により利用意向の確認を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用困難と区分された農地については、精査した上で「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積(A)	農地利用集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	3, 0 7 0 ha	7 5 3 ha	2 4 . 5 2 %
3年後の目標 (令和8年3月)	2, 9 6 5 ha	8 8 7 ha	2 9 . 9 1 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手				
		経営体数	(内 訳)			
			認定農業 者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達 者	特定農業 団体その他 の集落営農 組織
現 状 (令和5年3月)	1,843 戸 (321戸)	940経営体	238経営体	4経営体	64経営体	0団体
3年後の目標 (令和8年3月)	1,607戸 (249戸)	764経営体				

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直し

- 農業委員会として、地域（集落や数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに積極的に取り組む。

※地域計画とは、農業経営基盤化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。

② 農地中間管理機構等との連携

- 農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定

- 農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業や国庫、県単事業の連携による事業実施者の負担軽減策の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、

新規参入の受入れを推進するなど、地域にあった取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等が確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等が確知することができない農地については、農業委員会の公示後、農地中間管理機構を通じて利用権設定をできる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (令和5年3月)	1 人	1 法人
5年後の目標 (令和8年3月)	3 人	2 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

- 県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェアへの参加・活用

- 市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を

図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

沼田市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ相互的に利用していくため、次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確保
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力